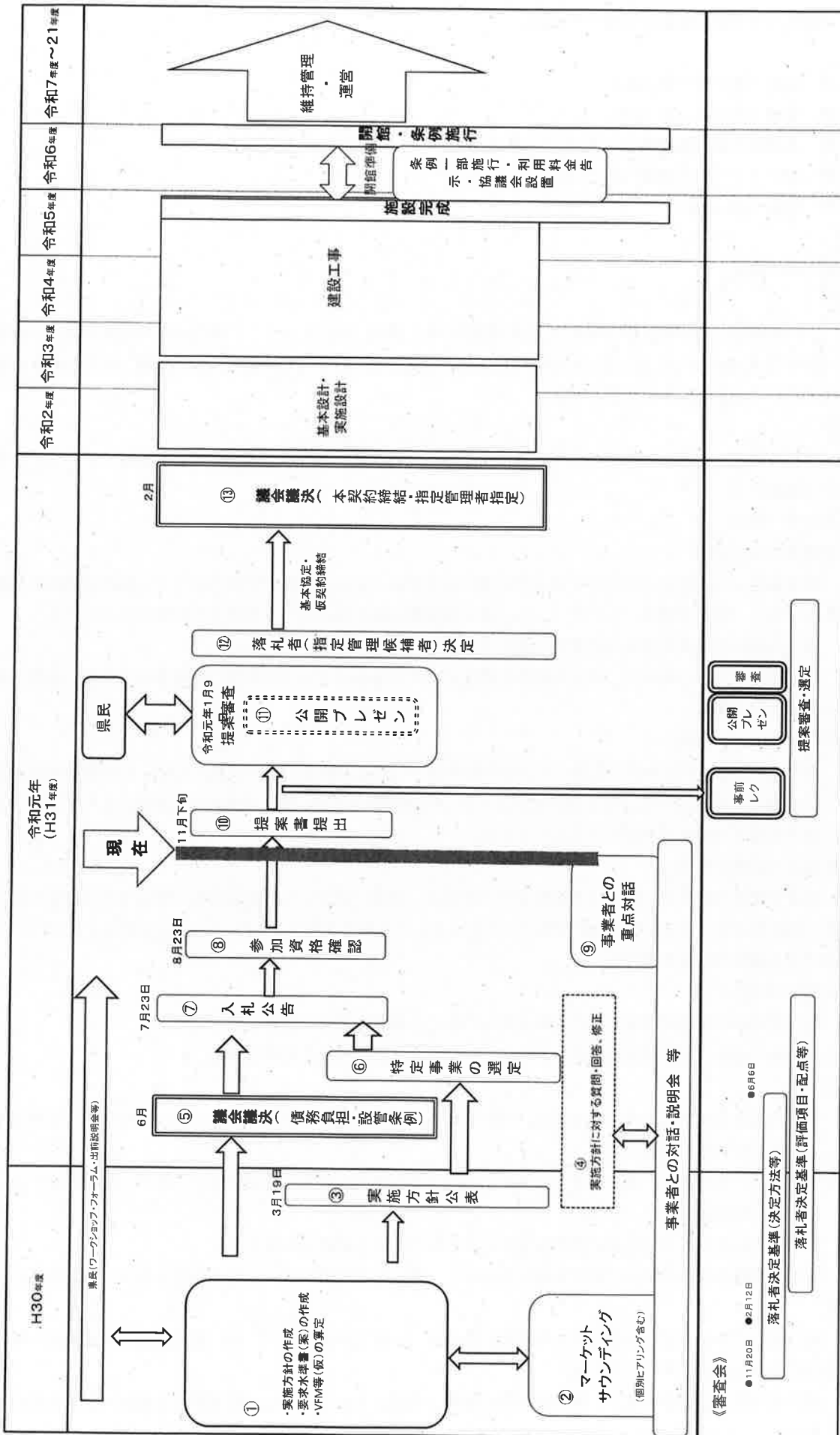


鳥取県立美術館整備スケジュール



* 議会議決(債務負担)は、PFI事業期間全体に係る事業費総額(施設整備費+事業期間全体運営費)の限度額の設定を行うもの。

* 施設の完成(H35年度想定)から開館(H36年度想定)までの間の適当な時期に規則の制定(条例の一部施行)、利用料金の告示・美術館協議会の設置・運営を行う。

鳥取県立美術館の設置等に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理（第3条―第12条）
- 第3章 鳥取県立美術館協議会（第13条―第16条）
- 第4章 ネットワークの構築（第17条）
- 第5章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条及び第22条の規定に基づき、鳥取県立美術館の設置、管理その他必要な事項について定めることを目的とする。

（設置）

第2条 県民の教育、美術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立美術館（以下「県立美術館」という。）を倉吉市に設置する。

第2章 管理

（指定管理者による管理）

第3条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、県立美術館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- （1） 県立美術館の施設設備の維持管理に関する業務
- （2） 前号に掲げるもののほか、県立美術館の管理に関する業務のうち、知事及び教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

（指定管理者の選定の特例）

第4条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第2号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、県立美術館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

（指定管理者の管理の期間）

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、同日）から15年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

（開館時間及び休館日）

第6条 県立美術館の開館時間は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

2 県立美術館の休館日は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

（利用の許可）

第7条 県立美術館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2） 県立美術館の施設設備又は美術館資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、県立美術館の管理上支障があるものとして教育委員会規則で定める場合に

該当するとき。

- 3 指定管理者は、県立美術館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。
(行為の制限等)

第8条 県立美術館においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 県立美術館の施設設備又は美術館資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 許可を受けずに美術館資料を模写し、又は撮影すること。
- (3) 喫煙し、又は所定の場所以外の場所において飲食をすること。
- (4) 許可を受けずに物品を販売すること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、県立美術館への入館を拒み、又は県立美術館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、県立美術館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県立美術館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第11条 県立美術館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

第3章 鳥取県立美術館協議会

(設置)

第13条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、県立美術館に鳥取県立美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第14条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(運営に関する細則)

第16条 前3条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第4章 ネットワークの構築

第17条 教育委員会は、県立美術館、県内の他の美術館その他の文化施設相互のネットワークを構築し、そのネットワークを有機的に活用することにより、県立美術館の提供するサービスによる利益が鳥取県の全域にわたって等しく享受できるものとなるよう努めるものとする。

第5章 雑則

(教育委員会規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、県立美術館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条、次項及び附則第5項の規定 公布の日

(2) 第3章及び附則第6項の規定 公布の日から起算して5年を超えない範囲内において規則で定める日 (準備行為)

2 第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(最初の指定管理者の管理の期間)

3 第5条の規定にかかわらず、前項の規定によりこの条例の施行前に第3条の規定による指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間は、この条例の施行の日から令和22年3月31日までとする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正)

4 重要な公の施設等の指定等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(重要な公の施設)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号に規定する条例で定める重要な公の施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 鳥取県立美術館の設置等に関する条例(令和元年鳥取県条例第 号)第2条の規定により設置された鳥取県立美術館</u></p> | <p>(重要な公の施設)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号に規定する条例で定める重要な公の施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> |

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

5 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(指定管理候補者の選定の特例)</p> <p>第6条 知事等は、次の各号のいずれかに該当すると</p> | <p>(指定管理候補者の選定の特例)</p> <p>第6条 知事等は、次の各号のいずれかに該当すると</p> |

きは、前2条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。

(1) 略

(2) 公の施設に係る特定事業(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。)第2条第2項に規定する特定事業をいう。)を実施する民間事業者として民間資金法第8条第1項の規定に基づき選定された法人等を指定管理候補者とするとき。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

2 前項(第2号を除く。)の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定を行おうとする法人等と協議し、第4条第1項各号の書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準によって審査し、当該法人等を指定管理候補者に選定するものとする。

3 第1項第1号又は第2号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、個別条例にこの旨を定めるものとする。

4 略

(協定の締結)

第8条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、第6条第1項第2号の規定により選定された指定管理候補者を指定管理者に指定する場合においては、民間資金法第5条第2項第5号に規定する事業契約に前項各号に掲げる事項を定めるものとする。

きは、前2条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

2、前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定を行おうとする法人等と協議し、第4条第1項各号の書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準によって審査し、当該法人等を指定管理候補者に選定するものとする。

3 第1項第1号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、個別条例にこの旨を定めるものとする。

4 略

(協定の締結)

第8条 略

2 略

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

6 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------------|----------------------------------|-------------|----------------------------------|
| 別表第2(第2条関係) | | 別表第2(第2条関係) | |
| 名称 | 調査審議する事項 | 名称 | 調査審議する事項 |
| 略 | | 略 | |
| 鳥取県立博物館協議会 | 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第2項に規定する事項 | 鳥取県立博物館協議会 | 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第2項に規定する事項 |
| 鳥取県立美術館協議会 | | | |

略

略

令和元年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費
6項 社会教育費
3目 博物館費

博物館（内線：0857-26-8042）

（単位：千円）

| 事業名 | 補正前 | 補正 | 計 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|----------------------------------|------------------------------|------------------------|------------------------|---------------------|----|-----|------------------------|----|
| | | | | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源 | |
| (新) [債務負担行為] 鳥取県立美術館整備 運営費 | (債務負担行為) 0 | (債務負担行為) 14,910,090 | (債務負担行為) 14,910,090 | (債務負担行為) 434,890 | | | (債務負担行為) 14,475,200 | |
| トータルコスト | 0 | 0 | 0 | (補正に係る主な業務内容) | | | | |
| 従事する職員数 | 0.0人 | 0.0人 | 0.0人 | 鳥取県立美術館整備運営事業にかかる委託 | | | | |
| 工程表の政策目標(指標) | 未来を「つくる」県立美術館整備による文化芸術の創造・発展 | | | | | | | |

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取県立美術館の整備・運営を、効率的かつ効果的に行うとともに、地域との連携・協力により賑わいづくりや街づくりに貢献していくことで、さらなる美術館の魅力の向上を図るため、PFI手法により実施する。（整備5年間、運営15年間 計20年間）

2 主な事業内容

(1) 美術館の目的・コンセプト

未来を「つくる」美術館 （・人を「つくる」・まちを「つくる」・県民が「つくる」）

(2) 事業方式

PFI（BTO）方式

Build-Transfer-Operateの略。民間事業者が公共施設等を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行う手法をいう。

（事業類型：混合型、一部独立採算（飲食施設等））

(3) 事業期間

事業契約締結日から2040年3月31日（整備5年間、運営15年間 計20年間）

(4) 業務範囲

・設計・建設業務 ・開館準備業務 ・維持管理業務 ・運營業務 ・附帯業務

《運營業務における役割分担》

- ・美術館の中核業務（主に学芸員が担う業務）となる美術作品の収集、保存、調査・研究、展示、教育普及等は県業務として引き続き実施する。
- ・管理部門（総務・施設管理等）、広報・宣伝・賑わい創出機能等については民間事業者が実施する。
- ・民間事業者を美術館の指定管理者に指定し、利用料金は直接、事業者の収入とする。

(5) 施設整備の概要

○事業用地

所在地 倉吉市駄経寺町2-3-1外
所有者 倉吉市（建設工事着工時までには県有地となる予定）
敷地面積 約20,000㎡

○施設整備の基本的な方針

- ・作品を良好な環境で保管・展示
- ・賑わい機能の創出
- ・デザイン性に優れた施設
- ・地域素材の積極的利用、環境への配慮
- ・だれもが安全・快適に利用
- ・倉吉パークスクエア、大御堂廃寺跡との相乗効果の発揮
- ・効率的・持続可能な施設

○施設設備（諸室）の整備概要

| 展示 | 収蔵 | 教育普及 コミュニケー ション | 調査研究 | 共用管理事務 | 合計 |
|--------|--------|-----------------------|------|--------|--------|
| 2,610㎡ | 2,070㎡ | 760㎡ | 290㎡ | 4,180㎡ | 9,910㎡ |

*教育普及コミュニケーション及び共用管理事務エリアについては、民間事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウによる積極的で優れた提案を求める。

(6) 債務負担行為限度額

| | |
|------------------------|--------------|
| | 14,910,090千円 |
| (内訳) | |
| ・施設整備費 | 8,246,585千円 |
| ・維持管理・運営業務費(事業期間全体) | 4,687,325千円 |
| ・その他費用(借入利息、特別目的会社運営費) | 1,976,180千円 |

| 年度 | 執行予定額(千円) |
|---------|------------|
| 令和2年度 | 141,028 |
| 令和3年度 | 33,664 |
| 令和4年度 | 33,025 |
| 令和5年度 | 482,636 |
| 令和6年度 | 753,192 |
| 令和7年度以降 | 13,466,545 |
| 計 | 14,910,090 |

※債務負担行為額に含まない主な費用

- ・建設工事に伴う突発的な調査及び補償費用(必要時に予算化を想定)
- ・美術作品購入費、県職員人件費、教育普及・ワークショップ等県直営事業費用
- ・開館当初の企画展開催費用
- ・業務監視等に伴うアドバイザー業務委託費用
- ・物価・税率等改定や支払金利上昇に伴うサービス対価増分(変動リスクの負担)

(7) 今後のスケジュール

- 令和元年 7月
 - 令和元年 後半
 - ～
 - 令和2年 前半
 - 令和2年 前半
 - ～
 - 令和6年度中
- ・議会議決(債務負担行為・美術館設置条例)
 - ・特定事業の選定(PFI法第7条)
 - ・入札公告
 - ・民間事業者との重点対話
 - ・提案審査書類の提出
 - ・提案審査(公開プレゼンテーション)
 - ・事業者の決定
 - ・議会議決(本契約締結・指定管理者指定)
 - ・設計及び建設工事
 - ・開館準備
 - ・開館

(8) 特定事業の選定

PFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた県の財政負担について、11%程度の縮減の効果を見込むことができると及びサービスの質や美術館の魅力向上が図られ、効率的かつ効果的に事業実施ができると判断できることから、PFI法第7条に基づき特定事業として選定することを予定している。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成30年7月に鳥取県立美術館整備基本計画を策定するとともに、「県有施設・資産有効活用戦略会議」におけるPFI・BTO方式を導入するとの検討結果を踏まえ、PFI事業者選定作業を進めている。
- ・平成31年3月に実施方針を公表し、民間事業者との対話による意見・アイデア等を反映しながら業務要求水準書等の検討を行っている。